

高知市上下水道局本庁舎新築工事基本・実施設計委託業務プロポーザル実施要領

第1 趣旨・目的

本プロポーザルは、高知市上下水道局が計画している本庁舎等の建設工事に係る基本設計及び実施設計業務を委託するに当たり、令和2年6月策定、令和2年9月改定の「高知市上下水道局本庁舎移転基本構想（改定版）」等を十分に理解し、創造性、技術力及び豊富な経験等を有する、本設計業務の内容に最も適した設計者を受託候補者に特定することを目的とする。

第2 業務概要

1 業務名称

高知市上下水道局本庁舎新築工事基本・実施設計委託業務

2 業務内容

高知市上下水道局本庁舎新築工事基本・実施設計委託業務（設計意図の伝達業務を含まない）
詳細は高知市上下水道局総務課ホームページに掲載の「高知市上下水道局本庁舎新築工事基本・実施設計委託業務特記仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結の日から令和3年11月15日まで（各種申請手続等に要する期間を含む。）とする。

4 業務規模

本業務に関する費用は82,720,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

5 建物規模

- | | | |
|----------|-------------|-------------|
| (1) 延べ面積 | 庁舎：3,800㎡程度 | 倉庫：計800㎡程度 |
| (2) 階数 | 庁舎：3階建又は4階建 | 倉庫：1階建又は2階建 |
| (3) 棟数 | 庁舎：1棟 | 倉庫：1棟又は2棟 |

6 その他

- (1) 建設事業の概要は「高知市上下水道局本庁舎移転基本構想（改定版）」による。
- (2) 用地測量及び地質調査は本設計業務と並行して別途行う。

第3 受託候補者の特定方法

1 受託候補者の特定方法及び評価主体

公募に参加する者（以下「参加者」という。）から書類の提出を受け、高知市上下水道局が設置した高知市上下水道局本庁舎新築工事基本・実施設計委託業務プロポーザルに係る選定委員会（以下「選定委員会」という。）がその内容を評価し、委託業務の契約の相手方となる受託候補者を特定する。

選定委員会の委員は、高知市上下水道局及び高知市（以下「上下水道局等」という。）の職員13人により構成する。

2 参加資格要件

参加者に必要な要件等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 高知市上下水道局又は高知市の令和元・2 年度測量・建設コンサルタント等業務一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「入札参加有資格者」という。）。ただし、高知市の入札参加有資格者のうち、支店等への委任事項があり、その委任事項について高知市長に委任状を提出している場合については、本プロポーザルにおいても当該委任行為について同様の取扱いとするので、当該委任を受けた者を参加者とする。
- (3) 公告日から契約締結の日までの間において、高知市上下水道局又は高知市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、高知市上下水道局又は高知市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (7) 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (8) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者

3 業務実施上の条件

本プロポーザルに参加する上での条件は次のとおりとする。

- (1) 高知市内に主たる営業所（本社）を有する者（以下「市内事業者」という。）である単体企業（以下「単体企業」という。）又は構成員に市内事業者が少なくとも 1 者は参加する特定設計委託業務共同企業体（以下「設計 J V」という。）とする。また、設計 J V の構成員数は 2 者又は 3 者とする。
- (2) 設計 J V で本プロポーザルに参加する場合は、構成員のいずれもが「2 参加資格要件」をすべて満たしていることとする。また、設計 J V の構成員は、単体企業又は他の設計 J V の構成員として参加できないものとする。

(3) 設計JVにおける構成員ごとの出資比率は、構成員の数が2者である場合にあっては30%以上、3者である場合にあっては20%以上であること。

(4) 配置技術者

管理技術者及び各分担業務分野の担当主任技術者を配置するものとする。また、配置技術者は、それぞれ次表に掲げる資格を満たすものとする。

配置技術者	資格
管理技術者	建築士法第5条の規定に基づく一級建築士免許証の交付を受けている者（以下「一級建築士」という。）
総合担当主任技術者	一級建築士
構造担当主任技術者	建築士法第10条の2の2第3項の規定に基づく構造設計一級建築士証の交付を受けている者
電気設備担当主任技術者	一級建築士、建築士法第10条の2の2第3項の規定に基づく設備設計一級建築士証の交付を受けている者又は建築士法施行規則第17条の35第1項の規定に基づく建築設備士の登録を受けている者
機械設備担当主任技術者	

※1 「管理技術者」とは、業務の管理及び統括を行う者をいう。

※2 「担当主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担う者をいう。

※3 「分担業務分野」の分類は、次表による。

分担業務分野	業務内容
総合	平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に関する業務
構造	同「設計の種類」における「構造」に関する業務
電気設備	同「設計の種類」における「設備」のうち「電気設備」に関する業務
機械設備	同「設計の種類」における「設備」のうち「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に関する業務

(5) 管理技術者は、担当主任技術者を兼任してはならない。また、各担当主任技術者は、他の担当主任技術者を兼任してはならない。

(6) 管理技術者及び総合担当主任技術者を除く各担当主任技術者については、参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う、建築士法第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者（以下「協力事務所」という。）を加えることができるが、次のいずれの要件も満たしていること。

- ア 「2 参加資格要件」をすべて満たしていること。ただし、本要領第3-2-(2)及び(8)を除く。
- イ 本プロポーザルに単体企業として参加していないこと。
- ウ 本プロポーザルに参加する別の設計JVの構成員を兼ねていないこと。
- (7) 配置技術者の所属を確認するため、すべての配置技術者について健康保険被保険者証の写し等、所属が確認できるものを添付すること。

※ 設計JVの代表者又は構成員に属する配置技術者及び協力事務所の配置の制限は次表によること。

凡例 ○：該当する企業から配置 △：該当する企業のいずれかから配置
 ◆：協力事務所から配置可能 -：該当する企業からの配置は不可

配置技術者	単体企業		設計JV		
	単体企業	協力事務所	代表者の構成員	代表者以外の構成員	協力事務所
管理技術者	○	-	○	-	-
総合担当主任技術者	○	-	△	△	-
構造担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
電気設備担当主任技術者	○	◆	△	△	◆
機械設備担当主任技術者	○	◆	△	△	◆

第4 公募参加の手続き等

1 公募参加の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次表に掲げる書類を提出すること。

様式	提出部数	
	原本	複写
ア 参加意向申出書（様式1-1又は様式1-2）	1部	3部
イ 特定設計委託業務共同企業体協定書（様式2）	1部	-
ウ 委任状（様式3）	1部	-
エ 使用印鑑届（様式4-1又は様式4-2）	1部	-
オ 本業務の実施体制（様式5）	1部	3部
カ 管理技術者・事務所の業務実績（様式6）	1部	3部
キ 業務実施計画（様式7）	1部	3部
ク 本業務についての提案テーマ（様式8-1～様式8-3）	各1部	各3部
ケ 業務参考見積書（様式9-1又は様式9-2）	1部	-

注1 提出書類の各様式は、高知市上下水道局総務課ホームページからダウンロードすること。

注2 提出書類の様式2及び様式3については、設計J Vで参加する場合にのみ提出すること。

注3 様式7及び様式8についてはA3判(横)左綴じ、様式7及び様式8以外についてはA4判(縦)左綴じとし、提出書類一式をダブルクリップ留めにして提出すること。

注4 様式7及び様式8については、画質が鮮明な解像度のPDF形式の電子データをCD-Rに記録し、別途提出すること。

(2) 業務実施計画及び本業務についての提案テーマ

次の業務実施計画及び本業務についての提案テーマ1から3までについて、それぞれA3判(横)片面1ページ(カラー可)にまとめること。

ア 業務実施計画

業務実施計画は、「業務の実施方針」、「取組体制」、「設計チームの特徴」、「構造設計者、設備設計者との連携の具体像、加えて、市内事業者以外の者が参加している場合(構造、電気設備又は機械設備担当主任技術者に、高知市外に主たる営業所(本社)を有する協力事務所に所属する者を配置する場合を含む。)は市内事業者との連携の具体像」、「設計の条件整理を行う検討項目の抽出、内容、検討及び適格性の確認スケジュール」、「特に重視する設計上の配慮事項」、「その他の業務実施上の配慮事項」等について記載すること。

イ 本業務についての提案テーマ

「高知市上下水道局本庁舎移転基本構想(改定版)」を踏まえ、次の項目について、具体的かつ簡潔に提案内容を記載すること。

テーマ1 セキュリティを重視する浄水場と隣接した敷地を利用することに留意し、通常時は効率的な業務を行いながら、南海トラフ地震発災後は速やかに災害対策活動拠点となることを可能とする庁舎について

テーマ2 機能的かつ経済的な庁舎とするための、耐用年数を考慮したイニシャルコスト及びランニングコストの費用対効果について

テーマ3 新型コロナウイルスを契機とする「新しい生活様式」はもとより、今後の社会状況の変化に柔軟に対応できる安心・安全な庁舎について

(3) 提出方法 郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)又は持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午後0時から午後1時までを除く。)によること。

(4) 提出期限 令和2年11月4日(水) 午後5時15分まで(ただし、郵送の場合は**当日必着**とする。)

- (5) 提出場所 〒781-8010 高知市棧橋通三丁目 31 番 11 号
高知市上下水道局総務課 管財担当
電話:088-821-9207/FAX:088-833-6549
電子メール:kc-240200@city.kochi.lg.jp

2 契約条項を示す場所

高知市上下水道局 2 階企画財務課

3 質問書の提出及び回答

公募参加の手続き等に不明な点がある場合の質問は電子メールによるものとする。なお、必ず高知市上下水道局総務課管財担当への電話連絡により、電子メールの着信を確認すること。

- (1) 提出様式 質問書 (様式 11)
- (2) 提出場所 本要領第 4 - 1 - (5) に同じ
- (3) 提出期限 令和 2 年 10 月 9 日 (金) 午後 5 時 15 分まで
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、提出期限の翌日から起算して 3 日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 以内に、高知市上下水道局総務課ホームページにおいて公表する。

4 書類提出上の留意事項

各様式における作成及び記載上の留意事項は次のとおり。

(1) 様式 5 について

ア 「主要業務実績」とは、平成 17 年 4 月 1 日以降に日本国内で基本設計又は実施設計を完了した次に掲げる同種業務、類似業務の実績 (以下「同種・類似業務実績」という。) とする。

- ① 同種業務 延べ面積 3,800 m²以上 (原則 1 棟の面積とするが、同一敷地内であれば合計でも可とする。②において同じ。) の告示別添二第 4 号に掲げる用途の建築物の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を対象とする。
- ② 類似業務 延べ面積 1,900 m²以上、3,800 m²未満の告示別添二第 4 号に掲げる用途の建築物の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務を対象とする。

イ 「主要業務実績」は、同種・類似業務実績のうち、同種業務を優先して 3 件記載し、3 件に満たない場合は記載後空欄とすること。ただし、本業務における担当業務分野と異なる実績は記載しないこと。

ウ 「主要業務実績」の記載に当たっては、契約書、重要事項説明書又は業務完了を証する書類の写しを 1 部添付すること。また、技術者の保有資格については、それを証する資格者証等の写しを 1 部添付すること。

エ 「役割」は、記載する同種業務又は類似業務において担当した役割に該当するものを選択すること。

オ 「CPD」は、建築 CPD 運営会議の構成団体が発行する建築 CPD 実績証明書に記載される、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までに取得した取得単位数を記載すること。また、建築 CPD 実績証明書の写しを 1 部添付すること。

カ 「現に従事している主な設計業務」は、令和 2 年 10 月 1 日現在において、管理技術者及び

総合担当主任技術者が令和2年12月1日から令和3年11月15日までの期間において従事することが見込まれる設計業務について記載すること。なお、令和2年10月1日現在において契約見込のものも含めることとし、工事監理業務は含めないものとする。

キ 担当主任技術者に協力事務所を加える場合は、様式5に記載すること。

(2) 様式6について

ア 「主要業務実績」とは同種・類似業務実績とする。

イ 「管理技術者の主要業務実績」は管理技術者の同種・類似業務実績のうち、管理技術者、担当主任技術者又は担当技術者として関わったものを、同種業務を優先して5件記載し、5件に満たない場合は記載後空欄とすること。

ウ 「事務所の同種・類似業務実績」は同種・類似業務実績のうち同種業務を優先して5件記載し、5件に満たない場合は記載後空欄とすること。

エ 「管理技術者の主要業務実績」及び「事務所の同種・類似業務実績」の記載に当たっては、契約書、重要事項説明書又は業務完了を証する書類の写しを1部添付すること。また、管理技術者については、一級建築士の資格を有することを証する資格者証等の写しを1部添付すること。

オ 設計JVの場合、「事務所の同種・類似業務実績」は代表者の構成員の実績のうちから記入すること。

カ 「役割」、「CPD」は本要領第4-4-(1)の例による。

(3) 様式5から様式8は、参加者を特定することができる内容（具体的な会社名等）を記載しないこと。

(4) 様式7及び様式8について

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。

イ 文字は読みやすいように12ポイント以上の文字とすること。なお、図・表中の文字についてはこの限りではないが、読みやすさに配慮すること。

ウ 作成に当たっては、平成30年4月2日付け大臣官房官庁営繕部事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に留意すること。技術提案における視覚的表現の許容範囲に抵触することがあれば減点とする。

エ 第三者の著作物を使用（本プロポーザルに関する公表、展示を含む。）する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、あらかじめ当該第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、すべて参加者に帰属するものとする。

オ 要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

第5 提出書類の評価

1 受託候補者の特定

(1) 選定委員会は提出書類（本要領第4-1-(1)の「提出書類」をいう。以下同じ。）を評価し、総得点が高い参加者から順位付けを行い、総得点が高い参加者を本件委託業務における受託候補者として特定する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、プレゼンテーションは実施しないこととする。

また、提出書類の中での相違点や疑問点について参加者に確認を行う必要がある場合は、次の方法により行う。

ア 提出書類に対する質問事項を参加者に通知

- ① 通知先 参加意向申出書（様式1）に記載するメールアドレス
- ② 通知日 令和2年11月6日（金）
- ③ 方法 質問事項を電子メールに添付して通知する。なお、高知市上下水道局総務課管財担当から電話連絡により、電子メールの着信を確認する。

イ 質問事項に対する参加者からの回答

- ① 回答先 本要領第4-1-(5)のメールアドレス
- ② 回答期限 令和2年11月11日（水）午後5時15分まで
- ③ 方法 質問事項の回答欄に文章のみ（図、表等の使用は不可とする。）で回答を記載のうえ、電子メールに添付して回答すること。なお、必ず高知市上下水道局総務課管財担当への電話連絡により、電子メールの着信を確認すること。

- (2) 評価の結果、総得点が最低基準点（50点）未満の者は受託候補者としな。参加者が1者のみの場合であっても、本要領に基づく評価を行い、最低基準点（50点）以上であれば受託候補者として特定する。
- (3) 評価の結果、総得点が同点となった参加者が2者以上いる場合は、業務参考見積書の額が安価な者を高い順位とし、更に当該見積書の額も同額の場合は、選定委員会の協議により順位を決定する。

2 評価項目及び配点

評価項目及び配点は次表のとおりとする。

評価項目		配点		判断基準	提出様式
技術力 ・ 繁忙度 ・ CPD	管理技術者	6点	20点	技術力：同種・類似業務の実績をもとに業務1件ごとに評価	様式5
	総合担当	4点			様式6
	構造担当	2点		繁忙度：業務履行期間中に配置技術者が従事するその他の設計業務をもとに評価（管理技術者及び総合担当主任技術者のみ）	様式5
	電気設備担当	2点			様式5
	機械設備担当	2点		CPD：CPD取得単位の状況をもとに評価	様式5
	事務所	4点			様式6
業務実施方針 及び手法	業務実施計画	20点	20点	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価	様式7
提案内容	テーマ1	25点	60点	テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価	様式8-1
	テーマ2	20点			様式8-2
	テーマ3	15点			様式8-3

3 評価結果の通知等

受託候補者として特定された参加者に対してはその旨を、特定されなかった参加者に対してはその旨をそれぞれ文書により通知する。

また、評価結果については、高知市上下水道局総務課ホームページにおいて公表する。

4 契約の締結

本要領第5-1により特定された受託候補者と契約締結の交渉を行う。交渉が不調のため受託候補者と契約締結をしない場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

なお、特定された受託候補者の提出書類のうち様式8の内容によって、仕様書の一部を変更した上で契約する場合がある。

5 失格要件

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出書類を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が本要領、その他の定めに適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の提出に当たって必要な添付書類が提出期限までに提出されない場合
- (4) 参加者（協力事務所を含む。）が本要領第3-2に定める参加資格要件（ただし、協力事務所については本要領第3-2-(2)及び(8)を除く。）を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合
- (5) その他本要領の定めに違反した場合
- (6) 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為等があったと認められる場合

6 プロポーザルの途中辞退

参加者は、参加辞退届（様式12-1又は様式12-2）を提出することで、いつでもプロポーザルを辞退することができる。参加辞退届の提出方法は、本要領第4-1-(5)の提出場所への郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）又は持参とする。

第6 その他

1 実施スケジュール

No.	実施内容	日程
1	公募型プロポーザル実施公告	令和2年10月1日(木)
2	質問書の提出期限	令和2年10月9日(金)
3	質問書に対する回答	令和2年10月14日(水)
4	提出書類の提出期限	令和2年11月4日(水)
5	提出書類に対する質問事項の通知	令和2年11月6日(金)
6	質問事項に対する参加者からの回答期限	令和2年11月11日(水)
7	選定委員会の評価結果の通知及び公表	令和2年11月中旬
8	受託候補者との交渉	令和2年11月中旬から下旬
9	契約締結	令和2年11月下旬

※ プロポーザルの実施日程に変更が生じた場合は、高知市上下水道局総務課ホームページへ随時掲載する。

2 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて、上下水道局等に関連する情報を入手するための照会窓口は、高知市上下水道局総務課とする。
- (2) 参加者1者につき1申請とする。
- (3) 参加申込から提出書類の作成等、本プロポーザルに要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (4) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (5) 本プロポーザルにおいて、現地説明会は実施しない。
- (6) 参加者は、本プロポーザルにて知り得た情報等について他に漏らしてはならない。
- (7) 提出書類等は、返却しないものとする。
- (8) 提出書類等について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、上下水道局等はこの責を負わない。
- (9) 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため公表することがある。
- (11) 評価のために使用する場合又は前号により公表する場合、提出書類等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (12) 提出書類において、他の文献を引用した場合は、出展を明示すること。
- (13) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (14) 提出書類に記載した配置技術者は原則変更できないものとする。ただし、提出書類に記載した配置予定の技術者が病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、上下水道局等に事前に了承を得なければならない。
- (15) 提出書類等は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に

基づく情報公開請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提出書類を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式10-1又は様式10-2）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。

- (16) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会で協議の上、決定するものとする。
- (17) 参加者は、本要領に定める諸条件に同意したうえで、本プロポーザルに参加すること。